

平成 25 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成 26 年 1 月

江戸川区監査委員

写

江戸川区監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した平成 25 年度財政援助団体等監査結果報告書を、同法同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、政務調査費については、須賀精二監査委員及び中道貴監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

平成 26 年 1 月 17 日

江戸川区監査委員	小久保	晴	行
同	北川		浩
同	須賀	精	二
同	中道		貴

目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の目的	1
2 監査の対象	1
3 監査の実施日程	1
4 監査の観点	3
5 監査の方法	4
第2 監査の結果	4
第3 総括意見	5
第4 各団体の事業概要等	
1 補助金等交付団体 24 団体	

運営事業名等	団 体 名	頁
特定非営利活動法人 えどがわエコセンター運営	特定非営利活動法人えどがわエコセンター	7
社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会運営	社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会	9
公益社団法人シルバー人材センタ 江戸川区高齢者事業団運営	公益社団法人シルバー人材センタ 江戸川区高齢者事業団	15
江戸川区口腔保健センター運営	公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会 江戸川区口腔保健センター	17
地域活動支援センター運営及び 精神障害者通所訓練事業等	特定非営利活動法人つぼみ 地域活動支援センターえどがわ	18
	特定非営利活動法人えどがわ悠人会 第二悠遊舎えどがわ	
	特定非営利活動法人グループげんめいかん 元明館	
公益財団法人えどがわ環境財団運営	公益財団法人えどがわ環境財団	22
認証保育所運営	小岩駅前みつばち保育園	25
	ちゃいれっく西葛西駅ビル第二保育園	
	フロンティアキッズ葛西	
病後児保育事業	医療法人社団 桐和会 瑞江わんぱくクリニック	28

運営事業名等	団体名	頁
心身障害者福祉作業所運営等	第三CCM作業所	29
	社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所	
南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業	再開発事業個人施行者 代表者：スターツコーポレーション(株)	32
区議会各会派政務調査	区議会自由民主党	49
	江戸川区議会公明党	
	民主・ネット	
	日本共産党江戸川区議員団	
	みんなの党・一人の会	
	志士の会	
	えどがわ区民ひろば	
	一人の会	
無所属クラブ		

2 出資団体及び指定管理者 1 団体

公益財団法人 えどがわ環境財団 22 頁

3 指定管理者 8 団体 10 施設

施設の種類	施設名	指定管理者名	頁
母子生活支援施設	そよ風松島荘	社会福祉法人共生会	34
障害者福祉施設	江戸川区立みんなの家	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	36
	江戸川区立福祉作業所	社会福祉法人 江戸川菜の花の会	38
文化施設	篠崎公益複合施設	篠崎SAパブリックサービス	40
	総合文化センター	サントリーパブリシティサービス グループ	
	総合区民ホール 江戸川区民センター	(株)アターブル松屋	
スポーツ施設	スポーツランド	(株)加藤商会	46
	陸上競技場	(株)オーエンス	
	水辺のスポーツガーデン		

4 参考資料

政務調査費の用途基準 55 頁

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、区が補助金・交付金等を交付している団体、資本金の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の指定管理者等に対し、財政援助等にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施する監査である。

また、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する主管課の指導監督が適切に行われているかどうかについても監査を行う。

2 監査の対象

平成25年度財政援助団体等監査実施要領に基づき、本年度は下表のとおり33団体を監査対象とした。

また、当該団体を指導・監督する主管課についても監査を実施した。

監査の範囲は平成24年度の事業を対象とした。

区 分	対 象	監査実施
補助金等交付団体	年額2,000万円以上の補助金を交付している団体	10団体
	平成24年度に新たに財政的援助を開始した団体で年額1,000万円以上の補助金を交付している団体	0団体
	年額1,000万円以上の補助金を交付している団体で前回の監査実施から期間が空いている団体	3団体
	上記のほか監査委員が特に必要と認める団体 ・平成24年度に政務調査費の交付を受けた区議会各会派 ・補助金の交付額が年額1,000万円未満の団体	9団体 2団体
出 資 団 体	資本金の1/4以上を出資している団体 指定管理者の区分も併せ持つ	1団体
指 定 管 理 者	公の施設の指定管理者	8団体
合 計		33団体

対象区分に重複する団体があるため、実際の実施団体数は32団体である。

上記の出資団体は補助金等交付団体の区分を併せもつ。

3 監査の実施日程

主 管 部	主 管 課	対 象 団 体	実 施 年 月 日
環 境 部	環境推進課	特定非営利活動法人えどがわエコセンター	平成25年9月2日
福 祉 部	福祉推進課	社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会	平成25年9月2日
		公益社団法人シルバー人材センター 江戸川区高齢者事業団	平成25年9月3日
	障害者福祉課	社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所	平成25年9月10日
		第三CCM作業所 江戸川区立福祉作業所 〔指定管理者〕 社会福祉法人 江戸川菜の花の会	

主管部	主管課	対象団体	実施年月日
福祉部	障害者福祉課	江戸川区立みんなの家 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京都知的障害者育成会	平成25年9月10日
健康部	健康推進課	江戸川区口腔保健センター 公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会	平成25年9月3日
	保健予防課	特定非営利活動法人つぼみ 地域活動支援センターえどがわ	平成25年9月4日 第二悠遊舎えどが わは再監査実施 平成25年10月22日
		特定非営利活動法人えどがわ悠人会 第二悠遊舎えどがわ	
		特定非営利活動法人グループげんめいかん 元明館	
土木部	水とみどりの課	公益財団法人えどがわ環境財団	平成25年9月6日
子ども家庭部	児童女性課	そよ風松島荘 〔指定管理者〕 社会福祉法人共生会	平成25年9月6日
	子育て支援課	認証保育所 小岩駅前みつばち保育園	平成25年9月9日
		認証保育所 ちやいれっく西葛西駅ビル第二保育園	
		認証保育所 フロンティアキッズ葛西	
	医療法人社団 桐和会 瑞江わんぱくクリニック		
文化共育部	文化課	篠崎公益複合施設 〔指定管理者〕 篠崎SAパブリックサービス	平成25年9月11日
		総合文化センター 〔指定管理者〕 サントリーパブリシティサービスグループ	
		・総合区民ホール ・江戸川区民センター 〔指定管理者〕 (株)アターブル松屋	平成25年9月12日
	スポーツ振興課	スポーツランド 〔指定管理者〕 (株)加藤商会	平成25年9月20日
	・陸上競技場 ・水辺のスポーツガーデン 〔指定管理者〕 (株)オーエンス		
都市開発部	市街地開発課	南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業個人施行者 代表者：スターツコーポレーション(株)	平成25年9月20日

主 管 部	主 管 課	対 象 団 体	実 施 年 月 日
区議会事務局		区議会自由民主党	平成 25 年 9 月 18 日
		民主・ネット	
		みんなの党・一人の会	
		えどがわ区民ひろば	
		江戸川区議会公明党	平成 25 年 9 月 19 日
		日本共産党江戸川区議員団	
		一人の会	
		無所属クラブ	平成 25 年 10 月 22 日
		志士の会	

4 監査の観点

監査の主な観点は、次のとおりである。

区 分	主 な 観 点
補 助 金 等 交 付 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・補助金等にかかわる会計経理は適正に行われているか。 ・補助金等の算定は適正に行われているか。 ・資金を他に流用または不正に使用していないか。 ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。 ・決算報告書に誤りはないか。
政 務 調 査 費 交 付 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費に係る会計処理が、適切に行われているか。 ・法、条例等に規定する交付の目的外に使用されていないか。 ・政務調査費の交付に関する条例第 5 条・規則第 7 条に規定する「用途基準」により支出されているか。 ・実績報告書の数値は、会計帳簿と一致しているか。 ・帳簿、その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
出 資 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ・工事にかかわる設計、施工及び監督は適正に行われているか。 ・資金を他に流用または不正に使用していないか。 ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。 ・決算報告書に誤りはないか。
指 定 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。 ・料金収入や施設の管理に関する収支にかかる会計処理が適切に行われているか。 ・施設管理業務の実施状況は適切か。 ・施設の利用状況は十分か。 ・事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。 ・事業に対する経営努力が見られるか。 ・決算報告書に誤りはないか。

区 分	主 な 観 点
主 管 課	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請の手続きは適正に行われているか。 ・交付決定の手続きは適正に行われているか。 ・交付手続き及び会計経理は適正に行われているか。 ・交付確定の手続きは適正に行われているか。 ・交付基準は合理的で統一性のあるものになっているか。 ・団体に対する指導監督は適正に行われているか。

5 監査の方法

各団体並びに主管課から提出された監査調書等をもとに事業及び補助金等の執行状況について、関係者から説明を聴取した。併せて、団体及び主管課の会計帳簿、証拠書類、決算書、事業報告書及び補助金等の交付申請書などの関係書類の精査・突合を行い、監査を行った。

なお、政務調査費については、須賀精二監査委員及び中道貴監査委員は地方自治法第 199 条の 2 の規定〔監査執行上の除斥〕により関与していない。

第 2 監査の結果

財政援助団体等の監査を行った結果、補助等の対象となった事業、出資団体の事業及び指定管理業務は、その目的に沿って概ね適正に執行されている。

今回監査対象とした各補助事業等の内容、団体の概要等については、7 頁以下のとおりである。

なお、政務調査費の監査結果については、49 頁以下のとおりである。

[表記方法]

団体の名称、組織及び職員の状況は平成 25 年 6 月末日現在、施設利用者数、在籍者数等は平成 24 年 5 月 1 日現在で記載したが、その後に団体の組織、住所等の変更があった場合は変更後を記載した。

小数点以下の数値は小数点以下第二位を四捨五入し、第一位までを表示した。

補助金等交付団体の収支報告については、監査調書、主管課への実績報告に基づく収支計算書を要約して掲載した。

第3 総括意見

1 補助金について

今年度の監査において、次のような事例があったため、各団体・主管課は、十分注意されたい。

ある特定非営利活動法人が、本監査のために提出した収支決算書に誤りがあり、訂正後の決算書は、当該団体の定款に基づく会計処理を経ていなかった。その後、当該団体は、団体内の監事による監査を受け、併せて臨時総会を経た後に、再訂正後の決算書を本監査資料として提出している。なお、監査委員は、提出された資料をもとに再監査を実施した。

当該団体の誤りについては、団体の代表者に事情聴取し、発生した理由を確認したところ、「平成24年度の会計処理を依頼した税理士が、特定非営利活動法人の会計方法を熟知していなかったため」などとの回答を得た。

当該団体が抱える状況は理解するが、決算書に誤りがあることで、補助金確定額に疑義が生じる可能性が出てくる。

江戸川区補助金等交付規則第16条で、「その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し」と規定している。

各主管課においては、各団体から提出された補助金支出報告額の確認に加え、団体全体の収支計算書にも目を配り、会計処理が不十分な団体があるならば、アドバイス・教示など適切な措置を講じられたい。

2 指定管理業務について

(1) 事務の改善

文化共育部においては、平成24年11月12日付事務連絡で「小規模修繕委託料による指定管理者と請負業者間の契約処理等について」を、当該部が指導・監督する各指定管理者に送付した。

その結果、一部指定管理者では、平成24年度小規模修繕業務委託において、同事務連絡に基づき、請負契約書や発注書を作成し、また、修繕・工事台帳の記載項目がより詳細になるなど事務改善が見られた。

本区条例等では、小規模修繕委託料の取扱いについて規定していないが、自主的に小規模修繕業務委託におけるトラブル防止の観点から、「本区契約事務規則に沿って契約文書を作成する」ことなどを通知し、併せて、一部団体が事務改善を行ったことは評価する。

しかし、今回の監査を通し、指定管理者間でこの取組に差が見られることから、上記の事例を参考にして、各主管課・指定管理者では更に事務改善の努力をされたい。

(2) 会計処理

今年度の監査により、収支実績報告において、2件の少額な計算誤りが発見された。その内の1件は、後日、当該指定管理者が、誤った指定管理料を返還した。

当該団体の誤りについては、経理担当者などに事情聴取し、発生した理由を確認したところ、「表計算の作成ミスと提出時の確認が不十分であった」などとの回答を得た。

本区においては、指定管理者制度導入後すでに9年が経過し、主管課によっては、対応する指定管理者が増加し、指定管理料の確認作業が大変であるという事情は理解する。

しかし、収支報告書の誤りを発見できなかったということは、「主管課の確認も不十分であった」と言わざるを得ない。

当該団体及び主管課においては、収支実績報告の確認を適切に行い、再発防止策を講ずるとともに、他団体及び他主管課においても、同様の事例が発生することがないようにされたい。

3 政務調査費について

政務調査費は、「地方議会の活性化を図るために、議員の調査活動の基盤を強化する」などの理由から、平成 12 年の地方自治法の改正により制度化された。

制度化された背景には、地方分権一括法が同年 4 月に施行され、地方公共団体の自己決定権・自己責任権が拡大し、議会の審議能力の向上が求められたことによる。

区議会は、制度化されて以降、適宜 政務調査費の「処務規程」を見直し、また、いくつかの会派は、自主的に独自の基準を定めるなど、その運用がより適切になるよう努力されてきた点は評価する。

さらに、調査研究により得た情報を会派の議員で共有し、議員の政策立案や提言に活用されていることなどは、制度化された成果と言える。

しかしながら、他の自治体では、政務調査費に不適正な使途があったとして、住民監査請求の一部を認め、返還を求めるよう勧告を出している事例がある。加えて、政務調査費の返還を求める訴訟も提起されている。

政務調査費の使途が不適正であるということは、地方自治法や本区条例による制度化の趣旨に反し、ひいては、区民の不信を招くことになる。

区議会は、今後とも、政務調査費を適正に使用するため、使途の透明性を高め、きめ細かな基準を検討されるなど、引続き運用の見直しに尽力されることを期待する。

むすびに、今後においても、不確実な経済情勢が続くと考えられ、いかに本区の健全財政を維持するかが大きな命題である。

しかし、厳しい生活を送っている区民もいることを念頭に置き、区民福祉の向上のため、「区民との協働」という視点に立ち、補助金交付の意義を踏まえ、その効果やあり方などについて見直しされることを意見として付す。

特定非営利活動法人えどがわエコセンター運営に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は「特定非営利活動法人えどがわエコセンター運営に係る補助金交付要綱」に基づき、区民・事業者及び行政の協働による環境づくりに寄与することを目的に、平成 16 年度から事業計画に基づき積算した事業費・人件費・管理運営費として補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の補助金交付額は、50,745,914 円である。

3 補助事業の実績

平成 24 年度における補助事業の実績は次のとおりである。

事業名	内容
環境教育・環境学習の推進	学校等環境学習支援（グリーンプラ推進校 9 校(園)） 出前事業 5 回：356 名 等
区民・事業者・行政の交流・連携推進	もったいない運動えどがわの推進 登録者 89,504 名 3 R に関する講習会 58 回：1,032 名 等
情報の提供及び支援	情報紙「エコちゃんねる」の発行（年 3 回 13,000 部）等
その他	自然観察会・えどがわ自然学校（26 回 805 名）等

監査対象団体

1 団体の概要

「えどがわエコセンター」は、特定非営利活動法人えどがわエコセンターが平成 16 年 4 月に設立した団体である。区民、事業者、行政の連携・協働により、地球環境の負荷を減らす環境づくりを目的として、環境教育・環境学習の推進、人材育成、団体に対する活動支援、区民・事業者・行政の交流・連携の推進、情報の提供及び支援、相談業務、その他を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

団体名	特定非営利活動法人えどがわエコセンター 〔江戸川区船堀 4 - 1 - 1 (総合区民ホール内)〕
組織	会長 1 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 12 名、監事 1 名、職員 7 名 (区派遣職員 2 名)、会員数 270 名(団体会員含む)

3 団体の収支状況

平成 24 年度収支		単位：円	
収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	50,745,914	事業費	49,279,396
会費収入	709,500	(うち人件費)	(34,947,448)
事業収入	2,842,510	管理費	7,806,869
民間等助成金	2,120,605	(うち人件費)	(1,304,514)
寄付金収入	507,530	予備費	19,210
その他の収入	179,416		
合 計	57,105,475	合 計	57,105,475
前期繰越	31,282	当期収支差額	0
		次期繰越収支差額	31,282

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会運営に係る補助金

補助事業等

1 補助事業等の内容

区は社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会に対する補助に関する条例及び江戸川区補助金等交付規則に基づき、昭和 43 年度から会の行う社会福祉に係る事業経費（算定した人件費及び事業費）及び憩いの場の施設運営費等を対象として補助金を交付している。

また、くすのきカルチャーセンターの事業運営に関する委託契約、くつろぎの家の事業運営に関する委託契約及び江戸川区福祉サービス苦情解決相談事業等実施要綱の委託条項、江戸川区生活安定支援事業実施要綱の委託条項、江戸川区熟年介護サポーター事業実施要綱の委託条項に基づき、施設及び事業の運営委託料を支出した。

2 補助金等の交付状況

平成 24 年度の補助金交付額及び委託料の支出額は下表のとおりである。

補助金等交付状況		単位: 円
区	分	金額
補助金		264,116,196
	社会福祉協議会事務局	79,064,935
	安心生活センター	44,226,030
	くつろぎの家	56,612,172
	くすのきカルチャーセンター	76,344,780
	生活安定支援事業	7,868,279
委託料		101,045,867
	安心生活センター	1,263,633
	くつろぎの家	31,669,794
	くすのきカルチャーセンター	66,200,447
	生活安定支援事業	387,936
	熟年介護サポーター事業	1,524,057
合計		365,162,063

3 補助事業等の実績

平成 24 年度における補助事業等の実績は次のとおりである。

区	分	内	容
児童女性福祉事業		団体助成（5 団体・計 950,000 円）	
熟年者福祉事業		愛の杖の支給（2,357 名） ひとり暮らし熟年者激励品贈呈（14,153 名） 団体助成（3 団体・計 610,000 円）	
心身障がい者福祉事業		心身障がい児（者）親子リフレッシュ事業（バスハイク 3 回 634 名） 福祉自動車の貸出（3 台 488 件） 福祉バスの助成（14 団体・計 2,209,900 円） 団体助成（38 団体・24,289,144 円）特別助成 2 件 115,000 円	
生活福祉資金貸付		低所得世帯等への貸付（106 件 100,159,940 円）	
総合支援資金貸付		日常生活全般困難世帯への貸付（7 件 1,647,124 円）	

区 分	内 容
臨時特例つなぎ資金貸付	住居喪失の離職者への貸付（1件 70,000円）
不動産担保型生活資金貸付事業	低所得の高齢者世帯への貸付（新規1件・継続6件）
緊急援護費の支給	緊急援護金品の支給（区に委託 3,579件 乾パン等 3,790個 1,956,400円）
えどがわボランティア基金助成	区内で活動実績のあるボランティア団体等に対する地域課題の解決等の取組に資するための資金の助成（4団体・960,184円）
歳末たすけあい運動	募金総額 27,430,237円、激励金贈呈 5,632人
安心生活センター	高齢化、障害等で判断能力が十分でない人の相談支援 安心生活サポート事業 相談件数 81件 支援回数 2,536回 成年後見制度利用相談 相談件数 355件 事業・法人後見事業 支援回数 2,840回 区長申立 31件 福祉サービス苦情解決 処理件数 11件
受 託 事 業	くつろぎの家（197,808名利用） 熟年介護サポーター事業 介護サポーターとして活動する熟年者の特別養護老人ホーム等での活動に対する交付金 （交付人数 388人 交付金額 1,151,100円） くすのきカルチャーセンター （正規教室 84 教室 2,015名、自主活動教室 321 教室 6,223名） 生活安定支援事業 一定所得以下の世帯の子どもの学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料の貸付、離職者等への就労相談 （相談 2,643件 貸付 400件 50,820,900円）
施設提供事業	障がい者の生活向上のための授産施設として建設された「第1～第5葛西福祉作業所」を「社会福祉法人江戸川菜の花の会」に無償貸与

監査対象団体

1 団体の概要

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会は、昭和39年に社会福祉法人となり、社会福祉事業の健全な発達及び活性化による地域福祉の推進を目的として、福祉事業の企画及び実施、保健医療、社会教育事業との連絡、共同募金事業への協力、福祉サービス苦情解決相談事業、生活安定支援事業等を行っている。また、熟年福祉センター（くつろぎの家）、くすのきカルチャーセンターの受託運営を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

団体名	社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 〔江戸川区松島1-38-1（グリーンパレス内）〕
組 織	会長1名、副会長2名、常務理事1名、会計理事2名、理事11名 （うち1名は江戸川区福祉部長） 監事2名、事務局長1名及び職員49名（うち区派遣職員1名）

3 団体の収支状況

(1) 一般会計

平成 24 年度事業活動収支

単位：円

収 入		支 出	
事業活動収支			
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	131,159,244	人件費	172,130,974
(社会福祉協議会事務局補助金)	79,064,935	事務費	45,524,642
(安心生活センター補助金)	44,226,030	事業費	31,281,896
(生活安定支援事業補助金)	7,868,279	分担金	457,180
		助成金	32,497,044
区受託金	91,457,592	負担金	1,463,548
(くつろぎの家補助金)	56,612,172	減価償却費	7,073,399
(くつろぎの家委託料)	31,669,794	引当金繰入	8,143,840
(安心生活センター委託料)	1,263,633		
(生活安定支援事業委託料)	387,936		
(熟年介護施設等事業委託料)	1,524,057		
東社協受託金	22,460,727		
会 費	8,939,900		
寄 附 金	29,450,855		
公益事業補助金収入	0		
事業収入	838,500		
共同募金配分金	17,453,465		
負担金収入	2,243,017		
手数料返還収入	386,880		
雑収入	159,155		
国庫補助金等特別積立金取崩	5,186,832		
小 計	309,736,167	小 計	298,572,523
		事業活動収支差額	11,163,644
事業活動外収支			
受取利息配当金	84,185	会計単位間繰入金	960,184
会計単位間繰入金	8,266,287	経理区分間繰入金	32,198,251
経理区分間繰入金	32,198,251		
小 計	40,548,723	小 計	33,158,435
		事業活動外収支差額	7,390,288
		経常収支差額	18,553,932
特別収支			
施設整備等補助金	0	固定資産売却損及び処分損	17,851
国庫補助金等特別積立金取崩	0	国庫補助金等特別積立	0
		その他	0
小 計	0	小 計	17,851
		特別収支差額	17,851
		当期活動収支差額	18,536,081

繰越活動収支			
前期繰越活動収支差額	113,409,672	当期活動収支差額	18,536,081
		当期末繰越活動収支差額	131,945,753
		その他の積立金積立額	18,863
		次期繰越活動収支差額	131,926,890

貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位：円

借 方		貸 方	
資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	223,689,157	流動負債	13,537,123
預貯金	219,155,094	未払金	10,427,665
未収金	4,534,063	預り金	3,109,458
		固定負債	117,398,170
固定資産	127,914,609	退職給与引当金	117,398,170
基本財産	3,000,000	負債の部合計	130,935,293
その他の固定資産	124,914,609	純 資 産 の 部	
		基本金	3,000,000
		国庫補助金等特別積立金	29,955,148
		その他の積立金	55,786,435
		次期繰越活動収支差額	131,926,890
		(うち当期活動収支差額)	18,536,081
		純資産の部合計	220,668,473
資産の部合計	351,603,766	負債及び純資産の部合計	351,603,766

(2) 公益事業特別会計

平成 24 年度事業活動収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
くすのきカルチャーセンター運営受託金	142,545,227	人件費	73,251,299
(補助金)	76,344,780	事務費	63,223,859
(委託料)	66,200,447	事業費	3,738,069
		減価償却費	6,666
小 計	142,545,227	小 計	140,219,893
		事業活動収支差額	2,325,334
事業活動外収支			
受取利息配当金	6,304	会計単位間繰入金	2,338,304
小 計	6,304	小 計	2,338,304
		事業活動外収支差額	2,332,000
		経常収支差額	6,666
繰越活動収支			
前期繰越活動収支差額	6,667	当期活動収支差額	6,666
		当期末繰越活動収支差額	1
		次期繰越活動収支差額	1

貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位：円

借 方 資 産 の 部		貸 方 負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,338,134	流動負債	15,338,134
預貯金	15,300,334	未払金	15,338,134
未収金	37,800		
その他の固定資産	1	負債の部合計	15,338,134
器具及び備品	1	次期繰越活動収支差額	1
		(うち当期活動収支差額)	6,666
		純資産の部合計	1
資産の部合計	15,338,135	負債及び純資産の部合計	15,338,135

(3) 歳末たすけあい運動特別会計

平成 24 年度事業活動収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
募金収入	27,432,093	事務費支出	2,274,430
		事業費支出	11,264,000
		納付金支出	13,894,107
小 計	27,432,093	小 計	27,432,537
		事業活動収支差額	444
事業活動外収支			
受取利息配当金	399	会計単位間繰入金	0
小 計	399	小 計	0
		事業活動外収支差額	399
		経常収支差額	45
繰越活動収支			
前期繰越活動収支差額	447	当期活動収支差額	45
		当期末繰越活動収支差額	402
		次期繰越活動収支差額	402

貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位：円

借 方 資 産 の 部		貸 方 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	399	次期繰越活動収支差額	402
預貯金	399	(うち当期活動収支差額)	45
その他の固定資産	3		
器具及び備品	3		
		純資産の部合計	402
資産の部合計	402	負債及び純資産の部合計	402

(4) えどがわボランティア基金特別会計
平成 24 年度事業活動収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
寄附金収入	0	助成金支出	960,184
小 計	0	小 計	960,184
		事業活動収支差額	960,184
事業活動外収支			
受取利息配当金	6,944		
会計単位間繰入金	960,184		
小 計	967,128	小 計	0
		事業活動外収支差額	967,128
		経常収支差額	6,944
繰越活動収支			
前期繰越活動収支差額	20,635,846	当期活動収支差額	6,944
		当期末繰越活動収支差額	20,642,790
		次期繰越活動収支差額	20,642,790

貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位：円

借 方		貸 方	
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
その他の固定資産	20,642,790	次期繰越活動収支差額	20,642,790
ボランティア基金積立預金	20,642,790	(うち当期活動収支差額)	6,944
		純資産の部合計	20,642,790
資産の部合計	20,642,790	負債及び純資産の部合計	20,642,790

公益社団法人シルバー人材センター 江戸川区高齢者事業団運営に係る補助金

補助事業

- 1 補助事業の内容
区は「公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団運営助成要綱」に基づき、昭和 52 年度から、算定された事務職員の人件費及び管理運営費などを対象として補助金を交付している。
- 2 補助金の交付状況
今回の監査対象とした平成 24 年度の補助金交付額は 109,934,486 円である。
- 3 補助事業の実績
平成 24 年度における補助事業の実績は次のとおりである。

単位：件・人・円

区 分	契約件数	就業延実人員	就業延日人員	契 約 金 額
公 共 事 業	246	2,785	20,939	90,552,173
民 間 事 業	11,811	25,923	306,631	971,175,908
自転車再生事業	12 (1,167 台)	84	1,194	5,848,200
合 計	12,069	28,792	328,764	1,067,576,281

監査対象団体

- 1 団体の概要
公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団は、昭和 50 年任意団体として発足し、昭和 55 年 12 月に社団法人となった。さらに平成 23 年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行した。
高齢者がその経験・能力を生かし、就業を通じて地域社会に貢献することを目的として、高齢者の就業に関する機会確保及び提供、講習の実施、調査研究、相談、その他必要な事業を行っている。
- 2 団体の組織
組織構成は下表のとおりである。

団体名	公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団 〔江戸川区西小松川町 34 - 1 (中央くすのきカルチャーセンター内)〕
組 織	会長 1 名、副会長 1 名、常務理事 (固有職員) 1 名、理事 14 名、 監事 2 名、正規職員 11 名 (区派遣職員 1 名含) 準職員 (事務補助・運 転業務) 13 名、就業機会開拓専門員 6 名、内職専門員 2 名、葛西分室 臨時職員 2 名、会員 4,173 名 (平成 25 年 7 月末現在)

3 団体の収支状況

(1) 平成24年度一般会計収支

単位: 円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	109,934,486	事 業 費	1,039,788,204
受託事業収入	1,061,728,081	管 理 費	139,820,371
独自事業収入	5,848,200	(うち人件費)	(76,073,176)
会費収入	2,484,600	(うち管理運営費)	(63,747,195)
連合交付金収入	8,700,000	特定資産取得支出	2,536,200
雑 収 入	78,150	区借入金返済支出	60,000,000
特定資産取崩収入	0	リース債務返済支出	5,884,162
受入保証金収入	150,000	受入保証金返済支出	150,000
区借入金収入	60,000,000		
合 計	1,248,923,517	合 計	1,248,178,937
前期繰越収支差額	56,408,135	当期収支差額	744,580
		次期繰越収支差額	57,152,715

(2) 貸借対照表

平成25年3月31日現在

単位: 円

借 方		貸 方	
資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流 動 資 産	163,984,586	流 動 負 債	113,062,626
現金預金	83,917,073	未 払 金	104,773,064
未 収 金	80,389,161	預 り 金	2,058,807
貸倒引当金	539,207	リース債務	6,080,755
立替金	61,179	受入保証金	150,000
前 払 金	156,380		
固 定 資 産	72,615,905	固 定 負 債	11,826,875
退職給付引当資産	4,615,677	リース債務	7,211,198
退職給付引当補充資産	6,997,680	退職給付引当金	4,615,677
財政運営資金積立資産	46,708,399		
建 物	46,779		
什器備品	455,231		
リース資産	12,757,355		
電話加入権	408,984		
ソフトウェア	625,800		
		負 債 合 計	124,889,501
		正味財産の部	111,710,990
		指定正味財産	6,997,680
		区補助金	
		(うち特定資産への 充当額)	(6,997,680)
		一般正味財産	104,713,310
		(うち特定資産への 充当額)	(46,708,399)
資 産 合 計	236,600,491	負債及び正味財産合計	236,600,491

江戸川区口腔保健センター運営に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区口腔保健センター運営補助要綱」に基づき、平成 16 年度から運営経費から歯科診療に係る収入及びその他の歯科に係る雑収入を除いた額を補助金として交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の補助金交付額は 61,745,360 円である。

3 補助事業の実績

平成 24 年度における補助事業の実績は次のとおりである。

区 分	内 容
歯 科 診 療	来院患者数 年間延 2,639 名（診療日数 239 日）
研 修 事 業	口腔ケアサポーター養成（集団研修 7 回・144 名）講演会等 2 回・112 名

監査対象団体

1 団体の概要

江戸川区口腔保健センターは、江戸川区が施設を建設し、公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会が管理・運営を行っている障害者歯科診療所である。平成 16 年 4 月に開設、同年 9 月に診療を開始した。障害者（児）・要介護高齢者の歯科診療、予防処置、口腔保健指導、歯科相談、摂食嚥下指導・相談、口腔ケア研修を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	江戸川区口腔保健センター （江戸川区江戸川 5 - 14 番地 4）
団 体 名	公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会 （江戸川区東小岩 4 - 8 - 6）
職 員 体 制	常 勤 5 名（歯科医師 1、歯科衛生士 3、事務 1） 非常勤 46 名（指導医 11、協力医 28、歯科衛生士 5、事務 2）

3 平成 24 年度団体の収支状況

単位: 円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区 補 助 金	61,745,360	人 件 費	75,174,949
事 業 収 入	27,902,086	需 用 費	6,797,326
雑 収 入	1,460	役 務 費	1,109,458
退職給与引当預金 からの取崩し	2,012,608	委 託 費	5,622,891
		使用料及び賃借料	2,811,890
		負担金及び交付金	145,000
合 計	91,661,514	合 計	91,661,514
		収入支出差引残額	0

地域活動支援センター運営及び精神 障害者通所訓練事業等に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は、「江戸川区地域活動支援センター 型運営補助要綱」に基づき、障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、運営費等の補助金を交付している。

また、「江戸川区精神障害者通所訓練事業運営費補助金交付要綱」に基づき、地域社会における在宅精神障害者の社会適応訓練による社会復帰の促進を図るため、施設借上費の補助金を交付している。

更に、「江戸川区精神障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき区内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営費を補助することにより、障害者の福祉の向上を図るため、運営費等の補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした平成24年度の各団体の補助金交付状況は下記のとおりである。

単位：円

団 体 名	補助金名	金 額	合計補助金
特定非営利活動法人つぼみ 地域活動支援センターえどがわ	地域活動支援センター 型運営費	27,714,000	27,714,000
特定非営利活動法人えどがわ悠人会 第二悠歩舎えどがわ	通所訓練事業運営費	4,800,000	8,880,000
	日中活動系サービス 推進事業	4,080,000	
特定非営利活動法人グループげんめ いかん 元明館	通所訓練事業運営費	7,479,000	11,372,000
	日中活動系サービス 推進事業	3,893,000	

3 補助事業の実績

平成24年度における団体ごとの補助事業の実績は下記のとおりである。

(1) 地域活動支援センターえどがわ

事 業 名	地域活動支援センター 型事業
在 籍 者 数	290人 (平成24年5月1日現在)
延 利 用 者 数	12,328人
開 所 時 間	火～土10時～19時30分(平成25年1月より10時～17時)
事 業 内 容	交流室を開放し、各種プログラムや行事を実施
そ の 他 事 業	地域行事の企画・参加、機関紙発行(月1回)・相談業務

(2) 第二悠歩舎えどがわ

事業名	就労継続支援B型事業
期間	平成24年4月～平成25年3月
在籍者数	29人(平成24年5月1日現在)
開所日数	240日
通所延人数	3,955人
一日平均通所人数	16人
開所時間	月～金10時～17時
作業内容	工芸品の製作と販売

(3) 元明館

事業名	就労継続支援B型事業
在籍者数	20人(平成24年5月1日現在)
開所日数	253日
通所延人数	2,670人
開所時間	火～金(週4日)11時～15時
作業内容	焼き菓子製造や店舗販売及び外販売等の生産活動

監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 地域活動支援センターえどがわ

(1) 団体の概要

地域活動支援センターえどがわは、特定非営利活動法人つぼみが、地域で生活している障害者やその家族等に対して、相談業務及び生活支援を行うため、平成21年1月に開設した地域活動支援センターである。

交流室等でプログラムや行事を実施し、利用者に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流等を行った。また、電話相談や面接相談、同行や訪問等の支援を行い障害者の生活をサポートした。区の要綱に基づき平成21年1月から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	地域活動支援センターえどがわ (江戸川区松島3-46-10 かとりコーポ101)
職員体制	9名 施設長(専門員兼務)1名、相談支援専門員5名、相談員3名
経営母体	特定非営利活動法人つぼみ (江戸川区松島3-46-10 かとりコーポ101) 理事4名、監事1名

(3) 平成24年度団体の収支状況
地域活動支援センターえどがわ

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	27,714,000	人件費	44,972,515
各事業受託収入	26,584,280	修繕費	1,600,519
個別給付費	1,515,124	消耗品費	1,032,331
利用者負担収入	533,350	使用料及び賃借料	6,722,085
その他収入	630,684	通信運搬費	988,905
		その他経費	1,661,083
合 計	56,977,438	合 計	56,977,438
		収入支出差引残高	0

2 第二悠歩舎えどがわ

(1) 団体の概要

「第二悠歩舎えどがわ」は特定非営利活動法人えどがわ悠人会が運営する共同作業所が法内移行し、平成23年12月に新たに開設した就労継続支援B型事業所である。

一般企業等での就労が困難な精神障害者を対象に、荷降し等の働く場の提供とミーティング、ワークショップへの参加を通じ知識及び能力向上に必要な訓練を行った。区のとらえに基づき、平成23年度から施設借上げ費及び事業所の運営費に対して、補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	第二悠歩舎えどがわ (江戸川区平井1-6-10)
職員体制	5名(常勤4・非常勤1)
経営母体	特定非営利活動法人えどがわ悠人会 (江戸川区平井1-9-6) 理事8名、監事2名、運営委員120名

(3) 平成24年度団体の収支状況

ア 第二悠歩舎えどがわ(就労継続支援B型事業)
運営費

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金(施設借上費)	4,800,000	人件費	16,411,318
区補助金(運営費)	4,080,000	施設借上費	4,800,000
訓練等給付費収入	30,845,191	通信運搬費	189,352
助成金・共同募金等	3,574,000	移行定着支援	436,248
その他の収入	699,600	その他経費	2,915,849
前年度繰越金	610,248	次年度繰越金	19,856,272
合 計	44,609,039	合 計	44,609,039

3 元明館

(1) 団体の概要

「元明館」は元明館運営委員会（平成19年7月に特定非営利活動法人グループげんめいかんとなる）が、平成10年4月に開設した共同作業所が平成24年1月に法内移行した就労継続支援B型事業所である。

一般企業等での就労が困難な精神障害者を対象に、喫茶店等の営業活動、文化活動レクリエーション等を実施し、働く場の提供と知識及び能力向上に必要な訓練を行った。区の要綱に基づき、平成10年度から補助金の交付を受けており、法内移行後は施設借上げ費及び事業所の運営費に対して補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	元明館 (江戸川区南篠崎町2-34-6 第6ストークマンション102)
職員体制	5名(常勤3名、非常勤2名)
経営母体	特定非営利活動法人グループげんめいかん (江戸川区南篠崎町2-34-6第6ストークマンション102) 理事4名、監事1名、運営委員会11名

(3) 平成24年度団体の収支状況

ア 元明館(就労継続支援B型事業)

運営費

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金(施設借上費)	7,479,000	人件費	20,250,222
区補助金(運営費)	4,080,000	施設借上費(家賃)	7,479,000
助成金・寄付金等	1,117,143	各種行事費	1,195,024
保険料等納付金	1,923,560	借入返済金	477,375
個別給付費	20,469,251	その他経費	2,933,350
その他の収入	486,630	返 還 金	234,665
前年度繰越金	1,242,945	(うち、区補助金分)	(187,000)
		次年度繰越金	4,228,893
合 計	36,798,529	合 計	36,798,529

公益財団法人えどがわ環境財団運営に係る 補助金、出資金及び指定管理負担金等

補助事業等

1 補助事業等の内容

- 区は財団法人江戸川区環境促進事業団に対して、昭和 55 年 4 月に財団法人設立資金として 5 千万円を出捐（しゅつえん）したほか、江戸川区補助金等交付規則に基づき、昭和 55 年度から区が委託した公園施設等の管理運営に要する職員の給与費等を対象として補助金を交付している。
- 平成 23 年 4 月 1 日から江戸川区立公園及び江戸川区立児童遊園の施設については、指定管理協定を締結し指定管理負担金を支出。広場等の施設は、業務委託契約を締結し委託料を支出している。
- 平成 23 年 9 月 1 日付けで、財団法人（特例財団法人）から公益財団法人へ移行すると共に、財団法人江戸川区環境促進事業団から公益財団法人えどがわ環境財団に名称変更した。

2 補助金等の交付状況

平成 24 年度の補助金及び指定管理負担金の交付額及び委託料の支出額は下表のとおりである。

単位：円

区 分	補 助 金	指定管理負担金	委 託 料	合 計
金 額	674,080,932	1,738,333,032	318,546,247	2,730,960,211

3 指定管理業務・委託業務等の実績

平成 24 年度における補助事業等の実績は次のとおりである。

事 業 名	事 業 内 容
公益目的事業	(1) 水と緑の環境等に関する啓発普及および利用促進 ・ パートナーシップ推進事業 ・ 水と緑の区民カレッジ講座事業 ・ イベント等の開催 旧中川ポートフェスティバル、第 38 回花壇コンクール、 第 31 回小岩菖蒲園まつり、フラワーガーデンオータム フェア、えどがわ花と緑のフェア等 ・ みどりのもったない運動の推進 ・ 施設の魅力アップ事業等 (1 . 施設の管理 2 . 施設の補修 3 . パノラマ シャトル運営、新左近川親水公園ポート運営) (2) 動物の飼育及び展示とふれあい事業 自然動物園・ポニーランド
収益事業	(1) 公園収益事業
その他事業	(1) 公園等の管理業務 公園・児童遊園・親水緑道・河川敷グラウンド・区民 施設緑化事業等

監査対象団体

1 団体の概要

財団法人江戸川区環境促進事業団は、昭和 55 年 4 月に財団法人の設立許可を受けた

団体である。

公益法人制度改革に対応し、公益財団法人への移行申請を行い、東京都知事から正式に認定を受け、併せ登記を行い、平成 23 年 9 月 1 日に「財団法人江戸川区環境促進事業団」から「公益財団法人えどがわ環境財団」へと名称を変更した。

これまでと同様に緑化推進に関する事業及び動物とのふれあいに関する事業を行い、区民生活に安らぎとゆとりをもたらし、豊かな人間性の涵養と地域社会の健全な発展に寄与し、多様な生物と共存できる水と緑の環境を保護・保全することを目的としている。

上記の目的を達成するために、1.水と緑の環境等に関する普及啓発および利用促進
2.動物の飼育及び展示とふれあい事業 3.その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

団 体 名	公益財団法人えどがわ環境財団 (江戸川区中央 1 - 3 - 13 中里ビル内)
組 織	理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 1 名、監事 2 名及び職員 120 名(うち区派遣職員 31 名)

なお、役員は公益財団法人えどがわ環境財団定款に基づき、理事長、専務理事(1名)及び常務理事(1名)は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

監事は、2名以内とする。

3 団体の収支状況

平成 24 年度収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動収入		事業活動支出	
受取補助金収入(区補助金)	674,080,932	事業費	2,629,037,855
〃 (その他)	0	管理費	102,404,310
事業収入(区指定管理負担金・区委託料)	2,056,879,279	退職金支出	0
〃 (その他)	16,303,647		
基本財産運用収入	53,511		
受取寄付金	60,000		
雑収入	829,326		
事業活動収入合計	2,748,206,695	事業活動支出合計	2,731,442,165
		事業活動収支差額	16,764,530
投資活動収入		投資活動支出	
特定資産取崩収入	2,488,990	固定資産取得支出	2,488,990
		特定資産取得支出	12,319,824
投資活動収入合計	2,488,990	投資活動支出合計	14,808,814
		投資活動収支差額	12,319,824
当期収入合計	2,750,695,685	当期支出合計	2,746,250,979
		当期収支差額	4,444,706
前期繰越収支差額	90,780,097	次期繰越収支差額	95,224,803
収入合計	2,841,475,782	支出合計	2,841,475,782

貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位：円

借		貸	
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	541,743,163	流動負債	446,518,360
現金	766,670	未払金	444,677,560
普通預金	459,456,153	前受金	90,000
定期預金	80,000,000	預り金	1,750,800
未収金	1,149,342	固定負債	218,502,200
貯蔵品	370,998	退職給付引当金	218,502,200
固定資産	276,787,771	減価償却引当金	0
基本財産	40,000,000		
基本財産積立定期預金	40,000,000		
特定資産	231,913,660		
退職給付引当資産	218,502,200		
減価償却引当資産	13,411,460		
その他固定資産	4,874,111		
車両運搬具	4,874,111		
		負債の部合計	665,020,560
		正味財産の部	153,510,374
		一般正味財産	153,510,374
		(うち基本財産への充当額)	(40,000,000)
資産の部合計	818,530,934	負債及び正味財産合計	818,530,934

認証保育所運営に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区認証保育所運営費等補助要綱」に基づき、東京都が認証する保育所に対し、保育所の実施する事業の円滑な執行を図り、区民の子育て支援と児童福祉の増進を目的として、月160時間以上の保育を必要としている在籍児について、運営費等の補助金を交付している。

2 補助金の交付状況及び補助事業の実績

平成24年度における各団体の補助事業の実績と補助金の交付状況は次のとおりである。

認証保育所

(1) 小岩駅前みつばち保育園

単位：人・円

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	その他の 補助金	合計
年間保育数	63	100	115	101	108		487
補助金額	8,220,760	9,048,000	10,405,050	6,155,700	6,151,680	498,000	40,479,190

その他内訳：第三者評価受審経費補助金 498,000 円。

(2) ちゃいれっく西葛西駅ビル第二保育園

単位：人・円

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	その他の 補助金	合計
年間保育数	70	43	21	28	85		247
補助金額	9,133,600	3,890,890	1,899,830	1,706,400	4,841,550	(600,000)	21,472,270

その他内訳：保育力強化推進補助金 600,000 円（東京都補助金：合計に含まない）

(3) フロンティアキッズ葛西

単位：人・円

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	その他の 補助金	合計
年間保育数	69	39	45	24	12		189
補助金額	9,003,780	3,528,270	4,071,350	1,462,800	683,520	558,000	19,307,720

その他内訳：第三者評価受審経費補助金 558,000 円。

監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 小岩駅前みつばち保育園

(1) 団体の概要

小岩駅前みつばち保育園は、株式会社みつばちカンパニーが平成16年12月に開園した認証保育所であり、区の要綱に基づき平成16年度から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	小岩駅前みつばち保育園 (江戸川区東小岩6-14-6)
職員体制	園長1名、施設長1名、保育従事職員19名、調理員3名 計24名
経営母体	(株)みつばちカンパニー (江戸川区東小岩6-14-6)

(3) 平成 24 年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区 補 助 金	39,981,190	人 件 費	53,753,370
区外補助金収入	3,582,560		
第三者評価受審 経費補助金	498,000	家 賃 等	8,820,000
		管 理 費 等	4,220,842
保護者負担金等	32,692,177	そ の 他	8,136,320
合 計	76,753,927	合 計	74,930,532
		収入支出差引残額 (翌年度繰越額)	1,823,395

2 ちゃいれっく西葛西駅ビル第二保育園

(1) 団体の概要

ちゃいれっく西葛西駅ビル第二保育園は、株式会社プロケアが平成 16 年 12 月に開園した認証保育所であり、区の要綱に基づき平成 16 年度から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	ちゃいれっく西葛西駅ビル第二保育園 (江戸川区西葛西 6 - 7 - 1 西葛西メトロセンターA 棟 2 - 4 号)
職 員 体 制	施設長 1 名、保育従事職員 8 名、栄養士 1 名、調理員 1 名 計 11 名
経 営 母 体	(株)プロケア (中野区中野 4 - 11 - 10 アーバンネット中野ビル)

(3) 平成 24 年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区 補 助 金	21,472,270	人 件 費	26,230,707
保育力強化推 進補助金 (東京都)	600,000	管 理 費	3,823,899
		家 賃 等	4,679,304
保護者負担金	16,029,532	原 価 償 却 費	1,152,760
収 益 事 業 等	145,902	給食・保育材料費等	1,867,561
合 計	38,247,704	合 計	37,754,231
		収入支出差引残額 (翌年度繰越額)	493,473

3 フロンティアキッズ葛西

(1) 団体の概要

フロンティアキッズ葛西は、株式会社フューチャーフロンティアーズが平成 18 年 7 月に開園した認証保育所であり、区の要綱に基づき平成 18 年度から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	フロンティアキッズ葛西 (江戸川区中葛西5-20-14 水戸ビル1階)
職員体制	施設長1名、保育従事職員6名、調理員1名 計8名
経営母体	(株)フューチャーフロンティアーズ (新宿区河田町3-16)

(3) 平成24年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	19,307,720	人件費	25,707,928
区外補助金	633,610	消耗品費(教材含)	524,486
入園料	630,000	食料費	756,675
保育料	14,263,226	光熱水費	863,009
給食費	40,950	賃貸料(修繕費等含)	6,786,894
銀行利息	1,028	本部管理費	8,575,781
雑収入	232,914	(第三者評価受審費含)	
イベント参加負担料	25,435	通信費(イベント費等)	176,910
補助金返還金	165,720		
合計	34,969,163	合計	43,391,683
		収入支出差引残額 (翌年度繰越額)	8,422,520

病後児保育事業に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区病後児保育事業補助要綱」に基づき、病気の回復期等にある児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施する医療機関に対し、事業の円滑な推進を図り、地域の子育て環境及び児童福祉の向上に寄与することを目的として、事業に係る経費の一部を補助している。

2 補助金の交付状況及び補助事業の実績

平成 24 年度における団体の補助事業の実績と補助金の交付状況は次のとおりである。

区 分	実 績 等
年間利用者数	318 人
新規登録者	86 人
補助金額	8,000,000 円

監査対象団体

団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 瑞江わんぱくクリニック

(1) 団体の概要

瑞江わんぱくクリニック病児保育室は、医療法人社団桐和会「瑞江わんぱくクリニック」が、平成 19 年 11 月に開始した病児・病後児保育施設であり、区の要綱に基づき平成 20 年 1 月から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	瑞江わんぱくクリニック病児保育室 (江戸川区南篠崎町 3-1-2 渡辺ビル 1 階)
職員体制	院長 1 名、看護師 1 名、保育士 3 名、事務 3 名 計 8 名
経営母体	医療法人社団桐和会(江戸川区篠崎町 2-7-1 イ・ストハル篠崎 1 階) 役員 18 名(理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 15 名、監事 1 名)
対象児童	生後 6 ヶ月から小学校 3 年生まで
利用定員等	1 日 4 名、利用日時間：週 4 日、午前 8:30～午後 5:30

(3) 平成 24 年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区補助金	8,000,000	人件費	11,963,165
年間保育料	1,325,100	賃借料	1,356,000
年間登録料他	236,620	運営費他	312,750
合 計	9,561,720	合 計	13,631,915
		収 支 差 額	4,070,195

心身障害者福祉作業所運営等に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

区は「江戸川区心身障害者福祉作業所運営費助成要綱」に基づき、心身障害者の社会参加と自立の促進を目的とした民間福祉作業所の施設運営の充実を図り、もって心身障害者の福祉の増進に資することを目的として、運営費及び事業費等の補助金を交付している。

更に、「江戸川区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき、障害者の福祉の向上を図ることを目的として、区内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部について、補助金を交付している。

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の各団体の補助金交付状況は下記のとおりである。

単位：円

団体名	補助金名	金額	合計補助金額
第三 CCM 作業所	心身障害者福祉作業所運営費	15,507,000	15,507,000
社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所	心身障害者福祉作業所運営費	14,811,000	57,530,000
	障害者日中活動系サービス推進事業	42,719,000	

3 補助事業の実績

平成 24 年度における団体ごとの補助事業の実績は下記のとおりである。

団体名	第三 CCM 作業所	社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所
在籍者数	14 人	196 人
開所日数	230 日	クリーニング事業 310 日 (その他の事業は 239 日)
通所延人数	2,668 人	クリーニング事業 8,354 人 (その他の事業は 37,233 人)
一日平均通所人数	12 人	182 人
開所時間	月～金 9 時 30 分～ 16 時 30 分	月～金 概ね 8 時 30 分～ 16 時
訓練内容	割り箸の加工、卵の箱の仕切り等の軽作業	クリーニング、紙器加工、米の精米作業
主な行事等	バーベキュー大会、バザー、 宿泊訓練、クリスマス大会、 ボウリング大会、作品展等	遠足、合同運動会、宿泊訓練、 合同ボウリング大会等

監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 第三 C C M 作業所

(1) 団体の概要

第三 CCM 作業所は、平成 18 年 4 月に開設し、CCM 作業所を経営母体とする民間の福祉作業所である。

重度身体障害者の社会参加を目的として、軽作業を行いながら、通所による授産活動及び生活訓練を実施し、就労と地域生活を支援しており、区の要綱に基づき平成 18 年度から補助金の交付を受けている。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	第三 CCM 作業所（江戸川区篠崎町 2 - 18 - 18 1F）
職員体制	指導員 3 名（常勤職員） 介護職員 3 名（非常勤職員）
経営母体	CCM 作業所（江戸川区篠崎町 5 - 8 - 11）

(3) 平成 24 年度団体の収支状況

運営費

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
区 補 助 金	15,507,000	賃借料（家賃等）	6,184,271
事業収入（賛助会費等）	718,346	職 員 賃 金	8,212,573
前年度繰越金	0	備 品 費	187,915
		研 修 費	39,930
		交 通 費	87,110
		光 熱 水 費	804,077
		通 信 費	259,049
		資 料 購 入	0
		消 耗 品 費	194,010
		保 険 料	256,411
合 計	16,225,346	合 計	16,225,346
		次年度繰越金	0

工 賃

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
作 業 収 入	1,538,161	作 業 工 賃	1,139,311
		作 業 上 の 経 費	398,850
合 計	1,538,161	合 計	1,538,161

2 社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所

(1) 団体の概要

社会福祉法人江戸川菜の花の会は、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し、利用者の個性や障害特性を尊重した支援を行う福祉作業所を運営する民間の団体である。

平成 14 年 12 月法人認可、平成 15 年 1 月から法内の小規模通所授産施設を運営開始。平成 19 年 1 月に、就労継続支援 B 型事業所へ移行した。

平成 20 年 4 月 1 日、民間福祉作業所の 4 団体が法人を一本化し現在に至っている。平成 25 年度現在の補助対象事業所は、菜の花作業所、江戸川かもめ第一・第二・第三の各事業所、すみれ福祉作業所、るーぷ、とらいあんぐるの 7 か所である。

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

団 体 名	社会福祉法人 江戸川菜の花の会 菜の花作業所 (江戸川区中葛西 2 - 8 - 2)
組 織	役員 7 名 (理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 5 名) 正規職員 53 名 (事務局長 1 名 = 常務理事事務取扱、所長 7 名、副所長 3 名含む)、パート職員 41 名

(3) 平成 24 年度団体の収支状況

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
就労支援事業収入 (工 賃)	77,958,591	就労支援事業支出	80,924,174
自立支援費等収入	292,216,941	人 件 費	307,902,492
区 補 助 金	57,530,000	事 務 費	62,272,438
補助事業等 (区以外)	139,367,018	事 業 費	19,289,228
寄 付 金	4,552,695	借入金利息支出等	89,415,008
そ の 他 の 収 入	120,123,834	施設整備等支出	7,074,956
前年度繰越金	296,292,318	財務活動支出	97,962,280
合 計	988,041,397	合 計	664,840,576
		次年度繰越金	323,200,821

南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る補助金

補助事業

1 補助事業の内容

(1) 再開発事業の概要

南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)の実施にあたり、平成 22 年 6 月 27 日に、地区の再開発準備組織として「南小岩七丁目西地区再開発協議会(以下「再開発協議会」という。)」が設立された。

再開発協議会の構成員は、平成 23 年 8 月 18 日に、「南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業施行予定者として、「スターツコーポレーション株式会社」と「一般財団法人首都圏不燃建築公社」を選定した。

なお、同再開発事業は、平成 23 年 8 月 26 日に都市計画決定され、平成 24 年 1 月 12 日に、東京都からの再開発事業認可により、正式に「南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業施行者(以下「共同施行者」という。))として認可を受けた。

同再開発事業は、区内で最も大きな商店街に面した老朽化した商業施設と周辺地域を共同化することで、スーパーマーケットを核とした店舗と高層住宅を整備し、商業の活性化と居住人口の増加を目的とする。また、JR 小岩駅周辺整備における先導的的事业として、基本構想に掲げられた街路を部分的に先行整備し、防災性の向上も図ることも目的としている。

再開発事業を促進するため、事業認可を受けた後、「再開発協議会」及び「共同施行者」は、区からの補助金交付を受けて事業実施をしている。

区域面積：約 0.5ha、

高層住宅(地上 29 階・地下 2 階建、RC 造) 延床面積：32,112.82 m²

(2) 根拠規程

市街地再開発事業等補助要領(国土交通省住宅局)

江戸川区市街地再開発事業補助金交付要綱

2 補助金の交付状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の補助金交付額は 816,214,000 円である。

3 事業の実績

平成 24 年度における補助事業の実績は次のとおりである。

単位：円

区 分	内 容	金 額
建築設計(工事監理)	建物延床面積：約 32,000 m ² 建築面積：約 2,200 m ²	6,800,000
建物除却等	施行区域内 9 棟、計 9,878 m ² の建物除却	136,400,000
補 償	10 件の権利者に関する補償	580,000,000
共同施設整備	基礎工事(出来高率 6.30%)	93,014,000
合 計		816,214,000

監査対象団体

各団体の概要は次のとおりである。

1 団体名

南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業個人施行者

代表者：スターツコーポレーション株式会社

共同施行者：スターツコーポレーション株式会社、一般財団法人首都圏不燃建築公社

2 団体の概要

南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業個人施行者

(1) スターツコーポレーション株式会社

不動産の賃貸・仲介・管理等を行う会社を傘下とする持株会社である。

(2) 一般財団法人首都圏不燃建築公社

首都圏とその周辺地域において、災害から都市を守り、住宅の不燃化高層化と都市の再開発を推進し、国民生活の福祉増進に貢献することを目的として昭和 36 年に設立された公益法人である。

3 共同施行者の組織

団体名	住所	組織構成
スターツコーポレーション株式会社	中央区日本橋 3 - 4 - 10	グループ従業員数 5,659 名 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
一般財団法人首都圏不燃建築公社	港区新橋 4 - 6 - 15	従業員数 70 名 (平成 25 年 9 月 1 日現在)

指定管理者に係る指定管理負担金等

< 母子生活支援施設 > 「そよ風松島荘」

指定管理

1 指定管理の内容

区は平成 18 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として、江戸川区母子生活支援施設条例に基づくそよ風松島荘の公の施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

指定の期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までである。

2 指定管理負担金の支出状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の指定管理負担金の支出額は、82,700,000 円である。

3 事業の実績

監査対象団体が行った事業の実績は次のとおりである。

区 分	内 容
平成 24 年度	11～15 世帯 25～35 名在所、緊急一時保護室利用 17 世帯 42 名、母子の相談・支援、保育支援等

監査対象団体

1 団体の概要

「そよ風松島荘」の指定管理者である社会福祉法人共生会は、昭和 26 年 4 月社会事業団体として設立され、昭和 34 年 5 月に社会福祉法人となった。児童養護施設、特別養護老人ホームを運営しながら、各区の母子生活支援施設、学童クラブ、アフタースクールの管理を受託している。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	そよ風松島荘 (江戸川区松島 1 - 19 - 15)
指 定 管 理 者	社会福祉法人共生会 (葛飾区東四つ木 1 - 12 - 17) (理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 8 名、評議員 21 名、 監事 2 名)
職 員 体 制	施設長 1 名、母子指導員 3 名、少年指導員 2 名、調理人等 1 名、保育士 1 名、心理職 1 名、自立支援指導員 1 名、被 虐待児個別対応職員 1 名、嘱託医 1 名 計 12 名

3 団体の収支状況

平成 24 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利用料収入	240,750	人件費支出	60,133,904
区受託収入	82,700,000	事務費支出	10,527,464
雑収入	34,500	事業費支出	8,561,788
その他の収入	142,610	借入金利息支出	0
前期末未支払資金残高	1,691,627	経理区分間繰入金支出	1,034,500
		固定資産取得支出	1,174,320
		その他の支出	511,060
合 計	84,809,487	合 計	81,943,036
		収入支出差引残額 (翌年度繰越額)	2,866,451

< 障害者福祉施設 > 「江戸川区立みんなの家」

指定管理

1 指定管理の内容

区は、平成 16 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として、江戸川区立障害者施設条例に基づく知的障害者生活介護事業所「江戸川区立みんなの家」の公の施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

指定管理負担金は、年度協定書に基づき、運営費、維持補修費の合計額として算出され、支出されている。

指定の期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとなっている。

2 指定管理負担金の支出状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の指定管理負担金の支出額は、339,073,055 円である。

3 事業の実績

平成 24 年度における事業の実績は次のとおりである。

区 分	内 容
施 設 名	江戸川区立みんなの家 (江戸川区本一色 3 - 38 - 3)
利 用 者 数	在籍者数 89 人(平成 25 年 3 月 31 日)
活 動 内 容	(1) 日中活動 ニーズ別活動 新聞リサイクル、野菜販売(袋詰め)・ホールパ ン組立、近隣高齢者施設訪問タオルたたみ、公園清掃等 運動 ウォーキング(週 1~5 回)・ダンス・エアロビ(月 1 回)・プール(実施回数 26 回)等 理学療法士(週 4 日)及び支援員による機能訓練(週 1~4 日) 音楽療法(月 2 日)等 (2) 行事 宿泊訓練・個別外出 (3) 健康管理 内科検診(月 1 回)健康診断(年 1 回)等 (4) 地域交流 みんなの家まつり等

監査対象団体

1 団体の概要

「江戸川区立みんなの家」の指定管理者である社会福祉法人東京都知的障害者育成会は、昭和 36 年 10 月創立、昭和 47 年 3 月に社会福祉法人となった障害者の支援団体である。

各特別区の受託経営施設を始め、多くの施設の管理運営を行っている。障害者が主体的に地域生活を送れるよう福祉事業、相談事業、啓発事業他を通じて支援を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	江戸川区立みんなの家
指定管理者	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 (新宿区西新宿 8 - 3 - 39STS ビル 3 階)

事業内容	理事長 1 名、副理事長 4 名、常務理事(事務局長)1 名、理事 9 名、監事 2 名、正会員約 12,600 名、賛助会員約 900 名
職員体制	所長 1 名、事務長 1 名、事務員 1 名、支援係長 1 名、主任支援員 2 名、支援員 27 名、看護師 1 名、理学療法士 1 名、非常勤看護師 2 名、同栄養士 1 名、同支援員 8 名、同用務員 1 名〔合計 47 名〕

3 団体の収支状況

平成 24 年度施設の収支		単位：円	
収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金 (運 営 費)	335,548,054	人 件 費	226,718,226
		事 務 費	91,471,248
		事 業 費	17,358,580
指定管理負担金 (維持補修費)	3,525,001	維持補修費	3,525,001
合 計	339,073,055	合 計	339,073,055

< 障害者福祉施設 > 「江戸川区立福祉作業所」

指定管理

1 指定管理の内容

区は、平成 24 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として、江戸川区立障害者施設条例に基づく障害者就労継続支援 B 型事業所「江戸川区立福祉作業所」の公の施設の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

指定管理負担金は、年度協定書に基づき、運営費、維持補修費の合計額として算出され、支出されている。

指定の期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっている。

2 平成 24 年度指定管理負担金等の支出状況

今回の監査対象とした平成 24 年度の指定管理負担金支出額は、126,992,259 円である。

3 事業の実績

平成 24 年度における事業の実績は次のとおりである。

区 分	内 容
施 設 名	・江戸川区立福祉作業所 (西小岩 3 - 25 - 15) ・福祉作業所分室 (北小岩 2 - 14 - 17)
利 用 者 数	在籍者数 作業所 52 人分室 17 名(平成 25 年 3 月 31 日)
事 業 内 容	(1) 主な作業内容 (ア) 作業所 商品の袋詰め、エコ鉢の製造(自主生産)他 (イ) 分室 豆乳関連商品の製造・販売、外部イベント等の出店販売他 (2) 年間行事 宿泊訓練(2回) 江戸川区合同運動会 もちつきまつり 成人を祝う会 障害者ボウリング大会

監査対象団体

1 団体の概要

「江戸川区立福祉作業所」の指定管理者である社会福祉法人江戸川菜の花の会は、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し、利用者の個性や障害特性を尊重した支援を行う就労継続支援 B 型事業所等を運営する民間の団体である。

平成 14 年 12 月法人認可、平成 15 年から小規模通所授産施設を運営開始し、平成 19 年 1 月に、就労継続支援 B 型事業所へ移行した。平成 20 年 4 月 1 日、民間の作業所 4 団体が法人を一本化し、平成 24 年度から「江戸川区立福祉作業所」の指定管理運営を行っている。

2 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施設名	江戸川区立福祉作業所	
指定管理者	社会福祉法人 江戸川菜の花の会 (江戸川区中葛西2-8-2)	
職員体制	作業所	所長1名、事務長1名、主任1名、事務員1名、職業指導員4名、生活支援員6名、看護師1名、用務員1名 〔合計16名〕
	分室	副所長1名、主任1名、職業指導員3名、生活支援員4名、看護師1名〔合計10名〕

3 団体の収支状況

平成24年度施設の収支 単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金 (運 営 費)	125,670,425	人 件 費	101,280,642
		事 務 費	17,524,692
		事 業 費	6,865,091
指定管理負担金 (維持補修費)	1,321,834	維持補修費	1,321,834
合 計	126,992,259	合 計	126,992,259

<文化施設> 「篠崎公益複合施設」・「総合文化センター」
「総合区民ホール」・「江戸川区民センター」

指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成 18 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の公の施設の設置目的を効果的に達成する指定管理者として、公の施設（文化施設）の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費、指定管理者経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に、備品購入・修繕、維持補修工事、図書館資料購入のための委託料を支出している。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	根拠条例	指定期間
篠崎公益複合施設	江戸川区篠崎公益複合施設条例	平成 20 年 7 月 6 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
総合文化センター	江戸川区総合文化センター条例	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
総合区民ホール	江戸川区総合区民ホール条例	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
江戸川区民センター	江戸川区民センター条例	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

2 平成 24 年度指定管理負担金等の支出状況及び実績

(1) 篠崎公益複合施設（篠崎 SA パブリックサービス）

指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 （備品購入・修繕） （維持補修工事）	委託料 （篠崎図書館資料購入）	合計
165,363,000	1,079,597	14,147,693	180,590,290

利用実績

単位：人

区分	貸切講義室 利用者数	区分	個人利用者数
江戸川 総合人生大学	10,629	企画展示	167,348
講座・講習	2,690	伝統工芸カフェ	37,139
貸室利用	7,804	篠崎図書館	359,810
合計	21,123	合計	564,297

(2) 総合文化センター(サントリーパブリシティサービスグループ)

ア 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕)	委託料 (維持補修工事)	合計
187,064,968	6,764,818	33,984,487	227,814,273

イ 利用実績

部屋別利用状況

単位：件・%・人

室名	件数	利用率	利用人数	室名	件数	利用率	利用人数
大ホール	451	66.1	380,646	リハーサル室	1,012	79.1	54,272
小ホール	378	54.3	110,778	和室	537	42.1	13,553
合計	829	60.2	491,424	会議室	746	58.4	46,530
				研修室	739	58.3	88,650
				展示室	818	63.8	69,157
				展示ギャラリー	625	49.4	—
				合計	4,477	58.5	272,162

自主興行実績

単位：人

興行名	観客数	興行名	観客数
江戸川落語会 (第109~112回)	1,745	TRADROCK by Char	1,385
ウィーン少年合唱団	1,241	綾戸智恵Wonderful Worldコンサート	894
松竹大歌舞伎	1,539	読売日本交響楽団江戸川特別公演	1,323
ズーラシアンプラス 「音楽の絵本」吹奏楽	1,372	その他4興行	2,173
合計		合計	11,672

(3) 総合区民ホール(株アターブル松屋)

ア 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕)	委託料 (維持補修工事)	合計
384,741,602	80,000	77,704,771	462,526,373

イ 利用実績

貸室

単位：%・人

貸室名	利用率	利用人数	貸室名	利用率	利用人数
大ホール	73.9	282,412	和室(2室)	54.7	11,214
小ホール	74.9	118,365	イベントホール(4室)	47.0	118,794
展示ホール	74.2	263,702	バンケットルーム	53.3	16,664
諸室(17室)	75.9	255,113	控室(3室)	36.2	8,341
リハーサル室	95.1	34,135	式場(2室)・写場	-	4,058
貸室合計				67.1	1,112,798

テナント等

単位：人

区 分	利用人数	区 分	利用人数	区 分	利用人数
テナント	347,662	展望塔	128,892	映画館	50,558
テナント等利用人数合計					527,112

結婚式等

区 分	利用状況	区 分	利用状況	区 分	利用状況
結 婚 式	72組	披 露 宴	74組	駐 車 場 利 用	148,136台

(4) 江戸川区民センター(株アターブル松屋)

ア 指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕)	委託料 (維持補修工事)	合 計
145,164,716	1,241,270	13,028,961	159,434,947

イ 利用実績

貸 室

単位：%・人

駐 車 場 利 用

貸 室 名	貸切率	貸切人数
ホ ー ル	79.8	37,783
諸室(19室)	62.1	277,359
バンケットルーム	30.7	143,536
合 計	50.9	458,678

区分	利用状況
駐車場利用	67,980台

監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 篠崎SAパブリックサービス

(1) 団体の概要

「篠崎公益複合施設」の指定管理者である篠崎SAパブリックサービスは、スタートアップアメニティー(株)を代表団体として、(株)図書館流通センター、(株)小学館集英社プロダクション、(株)クオリティライフ・コンシェルジュを構成団体としている。

代表団体であるスタートアップアメニティー(株)は、マンション、アパート等の管理・運営および賃貸経営コンサルティング、時間貸駐車場の管理・運営、建築・内装工事等を始めとする事業を行っている。

(2) 団体の組織

組織の構成は下表のとおりである。

施 設 名	篠崎公益複合施設〔篠崎文化プラザ(篠崎図書館を含む)〕 (江戸川区篠崎町7-20-19)
指 定 管 理 者	スタートアップアメニティー(株)(江戸川区一之江8-4-3)
事 業 内 容	篠崎SAパブリックサービス代表団体及び江戸川総合人生大学の運営事業受託

指 定 管 理 者	(株)図書館流通センター(文京区大塚3-4-7)
指 事 業 内 容	図書館事業運営担当
指 定 管 理 者	(株)小学館集英社プロダクション(千代田区神田神保町2-30)
指 事 業 内 容	企画展示・講座講習事業運営担当
指 定 管 理 者	(株)クオリティライフ・コンシェルジュ(港区芝5-13-15)
指 事 業 内 容	伝統工芸カフェ・アルティザン事業運営担当
職 員 体 制	統括責任者1名、副統括責任者1名 図書館 館長1名、チーフ1名、サブチーフ3名、スタッフ12名 企画展示・講座講習 業務責任者1名、スタッフ2名 伝統工芸カフェ・アルティザン チーフ1名、スタッフ3名 合計26名 なお、江戸川総合人生大学の運営は、別途業務委託契約に基づく業務である。

(3) 団体の収支状況

平成24年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	165,363,000	維持管理運営費	177,832,478
利用料金収入	1,364,620	(うち人件費)	(86,091,860)
自主事業収入	24,377,804	自主事業経費	12,289,490
		指定管理者経費	1,287,121
合 計	191,105,424	合 計	191,409,089
		収 支 差 額	303,665

2 サントリーパブリシティサービスグループ

(1) 団体の概要

「総合文化センター」の指定管理者であるサントリーパブリシティサービスグループは、サントリーパブリシティサービス(株)を代表団体として、(株)共立、イオンディライト(株)を構成団体としている。

代表団体であるサントリーパブリシティサービス(株)は、サントリーグループの広報美術館等文化施設の管理運営を始めとする事業を行っている。

(2) 団体の組織

組織の構成は下表のとおりである。

施 設 名	総合文化センター (江戸川区中央4-14-1)
指 定 管 理 者	サントリーパブリシティサービス(株)(千代田区永田町2-13-5)
指 事 業 内 容	サントリーパブリシティサービスグループ代表団体及び当該施設の運営・企画担当
指 定 管 理 者	(株)共立(渋谷区代々木5-40-13)
指 事 業 内 容	ホールの舞台・照明・音響・映像担当
指 定 管 理 者	イオンディライト(株)(大阪市中央区南船場2-3-2)
指 事 業 内 容	施設管理担当(電機、機械等関係業務)
職 員 体 制	館長1名、副館長1名、運営・企画15名、施設管理25名、舞台技術8名、レストラン17名、計67名

(3) 団体の収支状況

平成 24 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	187,064,968	維持管理運営費	284,931,489
利用料金収入	133,977,580	(うち人件費)	(102,450,000)
自主事業収入	114,657,969	自主事業経費	146,395,041
		指定管理者経費	4,373,987
合 計	435,700,517	合 計	435,700,517

3 (株)アターブル松屋

(1) 団体の概要

「総合区民ホール」、「江戸川区民センター」の指定管理者である(株)アターブル松屋は、ブライダル事業、バンケット事業等に高い実績を持ち、総合区民ホールについては開所時から船堀マツヤサロンを運営しており、当施設の飲食業務等に精通してきた。

平成 18 年 4 月、(株)アターブル松屋は本社部門を除く各事業部門を、会社分割により持株会社体制に移行し、本社部門については、(株)アターブル松屋ホールディングスを設立して、6 社の新設会社(営業子会社)を統括している。

(2) 団体の組織

組織の構成は下表のとおりである。

施 設 名	総合区民ホール〔タワーホール船堀〕 (江戸川区船堀 4 - 1 - 1) 江戸川区民センター〔グリーンパレス〕 (江戸川区松島 1 - 38 - 1)
指 定 管 理 者 事 業 内 容	(株)アターブル松屋(中央区明石町 2 - 1) 結婚式場、宴会場、集会場の経営・受託事業等
総 合 区 民 ホール 職 員 体 制	・管理事務所部門 職員数 13 名 館長 1 名、副館長 2 名他社員 6 名、時間制社員 4 名 ・自主事業部門(船堀マツヤサロン)職員数 54 名 社員・契約社員 31 名、時間制社員 23 名 (シネパル運営業務等は外部委託)
江 戸 川 区 民 センター 職 員 体 制	・管理事務所部門 職員数 28 名 館長、副館長他社員・契約社員 8 名、時間制社員 19 名 ・自主事業(飲食)部門 職員数 31 名 社員・契約社員 11 名、時間制社員 19 名

(3) 団体の収支状況

総合区民ホール

平成24年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	384,741,602	維持管理運営費	806,697,988
利用料金収入	284,046,840	(うち人件費)	(66,811,694)
自主事業収入	775,419,128	自主事業経費	600,428,273
		指定管理者経費	37,081,309
合 計	1,444,207,570	合 計	1,444,207,570

江戸川区民センター

平成24年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	145,164,716	維持管理運営費	210,898,644
利用料金収入	37,288,758	(うち人件費)	(58,677,441)
自主事業収入	262,944,268	自主事業経費	219,487,447
		指定管理者経費	15,011,651
合 計	445,397,742	合 計	445,397,742

<スポーツ施設> 「スポーツランド」・「陸上競技場」
「水辺のスポーツガーデン」

指定管理等

1 指定管理等の内容

区は、平成 18 年 4 月（水辺のスポーツガーデンは平成 21 年 4 月）から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の公の施設の設置目的を効果的に達成する指定管理者として、公の施設（スポーツ施設）の管理運営代行に対して、指定管理負担金を支出している。

それぞれの指定管理負担金は、年度協定書に基づく各年度の予算額の収入（利用料金、自主事業）と支出（管理運営費、自主事業経費）の差額として当初算定され、協議を経て精算、確定する。

また、指定管理負担金会計の他に備品購入、修繕、維持補修工事等のための委託料を支出している。

管理を指定する根拠条例及び指定の期間は下表のとおりである。

施設名	根拠条例	指定期間
スポーツランド	江戸川区スポーツランド条例	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
陸上競技場	江戸川区陸上競技場条例	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
水辺のスポーツガーデン	江戸川区水辺のスポーツガーデン条例	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで

2 平成 24 年度指定管理負担金等の支出状況及び実績

(1) スポーツランド〔株加藤商会〕

指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕)	委託料 (維持補修工事)	合計
68,586,398	2,570,400	8,953,060	80,109,858

利用実績

単位：人

施設名	個人	貸切	施設計	施設名	個人	貸切	合計
スケートリンク	76,424	42,343	118,767	テニスコート	-	24,286	24,286
プール	0	0	0	フットサルコート	-	23,255	23,255
健康ルーム	28,628	-	28,628	会議室	-	15,508	15,508
合計				合計			
							105,052
							105,392
							210,444

(2) 陸上競技場〔株オーエンス〕

指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (備品購入・修繕)	委託料 (維持補修工事)	合計
50,070,276	0	7,610,586	57,680,862

利用実績

単位：人

区 分	個人利用	貸切利用			合 計
		一 般	小中学生	小 計	
陸上競技	23,882	81,310	73,357	154,667	178,549
サッカー		21,452	6,650	28,102	28,102
運 動 会		23,150	1,100	24,250	24,250
ラグビー		13,340	5,200	18,540	18,540
ラクロス		42,300	0	42,300	42,300
アメフト		4,500	0	4,500	4,500
そ の 他		0	6,560	6,560	6,560
合 計		23,882	186,052	92,867	278,919

(3) 水辺のスポーツガーデン〔株オーエンス〕

指定管理負担金等の支出状況

単位：円

指定管理負担金	委託料 (修繕・備品等)	委託料 (維持補修工事等)	合 計
42,743,198	39,200	1,352,085	44,134,483

利用実績

単位：人

施 設 名	個人利用	貸切利用			合 計
		一 般	小中学生	小 計	
少年野球場		4,338	91,207	95,545	95,545
フットサルコート		47,164	4,077	51,241	51,241
テニスコート		52,199	1,894	54,093	54,093
小 計		103,701	97,178	200,879	200,879
多目的コート	27,061	55,871		55,871	82,932
ローラーコート	9,205	29,518		29,518	38,723
合 計	36,266	286,268		286,268	322,534

監査対象団体

各団体の概要及び収支は次のとおりである。

1 (株)加藤商会

(1) 団体の概要

「スポーツランド」の指定管理者である(株)加藤商会は、アイススケートリンクの設計、保守管理等の専門業者で、長くスポーツランドの管理業務委託を請け負ってきた。

(2) 団体の組織

組織の構成は下表のとおりである。

施 設 名	スポーツランド (江戸川区東篠崎1-8-1)
指 定 管 理 者	(株)加藤商会(豊島区巢鴨3-22-9)
事 業 内 容	アイススケートリンクの企画・設計・施工・保守管理業務等
職 員 体 制	正規従業員：館長1名、副館長2名、受付事務、施設管理責任者、副責任者 計6名、非正規従業員4名 合計10名 その他：施設管理要員18名 : 協力会社4社 24名

(3) 団体の収支状況

平成 24 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	68,586,398	維持管理運営費	144,965,923
利用料金	76,583,880	(うち人件費)	(37,009,914)
自主事業	36,845,349	自主事業経費	32,512,534
		指定管理者経費	4,537,170
合 計	182,015,627	合 計	182,015,627

2 ㈱オーエンス

(1) 団体の概要

「陸上競技場」、「水辺のスポーツガーデン」の指定管理者である㈱オーエンスは、昭和 34 年に大木産業㈱として設立され、平成 2 年に現在の社名に変更した。

施設運営管理や人材派遣等の事業を行ってきた中で、近年では数多くの指定管理者の実績を重ねてきている。本区でも、球場及び第一・第二臨海球技場と合わせて 5 施設の指定管理者となっている

(2) 団体の組織

組織構成は下表のとおりである。

施 設 名	陸上競技場（江戸川清新町 2 - 1 - 1） 水辺のスポーツガーデン（江戸川区東篠崎 2 丁目 3 番先）
指 定 管 理 者	㈱オーエンス（中央区築地 4 - 1 - 17）
事 業 内 容	施設運営管理、人材派遣等
陸 上 競 技 場 職 員 体 制	所長 1 名、副所長 1 名、施設責任者 1 名、職員 7 名合計 10 名
水辺のスポーツガーデン 職 員 体 制	所長 1 名、副所長 1 名、職員 20 名 合計 22 名

(3) 団体の収支状況

陸上競技場

平成 24 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	50,070,276	維持管理運営費	65,307,626
利用料金	16,119,850	(うち人件費)	(20,049,426)
自主事業	8,603,360	自主事業経費	7,013,539
		指定管理者経費	2,472,321
合 計	74,793,486	合 計	74,793,486

水辺のスポーツガーデン

平成 24 年度施設の収支

単位：円

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理負担金	42,743,198	維持管理運営費	68,122,578
利用料金	27,287,120	(うち人件費)	(38,037,049)
自主事業	17,952,130	自主事業経費	15,335,945
		指定管理経費	4,523,925
合 計	87,982,448	合 計	87,982,448

区議会各会派政務調査

政務調査活動の概要

1 根拠規定

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）第 100 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項
- (2) 江戸川区政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）
ただし、平成 25 年 2 月 25 日に条例改正され、平成 25 年 3 月 1 日の施行日以降は「江戸川区政務活動費の交付に関する条例」（以下「改正条例」という。）が適用となる。
- (3) 江戸川区政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）
- (4) 江戸川区議会政務調査費処務規程（以下「処務規程」という。）

2 監査の範囲

平成 25 年度財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 24 年度に政務調査費の交付を受けた、議会における 9 会派を対象として実施した。

3 監査の方法

監査委員は、各会派から提出された監査調書等をもとに政務調査費の執行状況について、各会派幹事長等から聴取した。併せて、各会派の実績報告書、会計帳簿、領収書など証拠となる関係書類の精査・突合を行った。

4 法及び条例改正

地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正自治法」という。）は、平成 24 年 9 月 5 日に公布され、公布日から 6 月を超えない範囲内で、政令の定める日から施行するとされた。なお、改正自治法及び改正条例の内容は、いずれも、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めたものであり、さらに、改正条例により「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を定めたものである。

実績報告

条例第 6 条により、政務調査費の交付を受けた会派の代表者と経理責任者は会計年度終了後 1 か月以内に、議長あてに当該実績報告書及び領収書等の証拠書類を提出することとされている。また、条例第 8 条により、残余额が生じた場合は返還しなければならない。

1 平成 24 年度政務調査費の執行実績

単位：円

会 派 名	当初交付額	交付確定額	返 還 額
区議会自由民主党	36,000,000	36,000,000	0
江戸川区議会公明党	31,200,000	26,061,897	5,138,103
民主・ネット	9,800,000	9,633,365	166,635
日本共産党江戸川区議員団	9,600,000	9,462,075	137,925
みんなの党・一人の会	8,800,000	8,162,817	637,183
志士の会	2,400,000	2,400,000	0
えどがわ区民ひろば	2,200,000	2,200,000	0
一人の会	400,000	400,000	0
無所属クラブ	400,000	400,000	0
合 計	100,800,000	94,720,154	6,079,846

2 各会派の執行実績

(1) 区議会自由民主党

ア 会派の構成

「区議会自由民主党」は、平成 24 年 4 月 1 日から 15 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	36,000,000	36,000,000	調 査 費	10,839,670
			人 件 費	9,055,934
			資 料 費	928,617
			会 議 費	64,835
			事 務 費	9,534,039
			区政活動報告費	7,993,345
合 計	36,000,000	36,000,000	合 計	38,416,440

(2) 江戸川区議会公明党

ア 会派の構成

「江戸川区議会公明党」は、平成 24 年 4 月 1 日から 13 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	31,200,000	26,061,897	調 査 費	4,598,580
			人 件 費	600,000
			資 料 費	1,363,619
			会 議 費	133,568
			事 務 費	9,256,390
			区政活動報告費	10,109,740
合 計	31,200,000	26,061,897	合 計	26,061,897

(3) 民主・ネット

ア 会派の構成

「民主・ネット」は、平成 24 年 4 月 1 日当初は「民主・ネット・えどがわ」として 5 名の議員で構成されていたが、同年 4 月 20 日から 4 名の議員となり、会派名も改められた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	9,800,000	9,633,365	調 査 費	1,643,947
			人 件 費	2,416,399
			資 料 費	283,103
			会 議 費	4,600
			事 務 費	3,401,658
			区政活動報告費	1,883,658
合 計	9,800,000	9,633,365	合 計	9,633,365

(4) 日本共産党江戸川区議員団

ア 会派の構成

「日本共産党江戸川区議員団」は、平成 24 年 4 月 1 日から 4 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	9,600,000	9,462,075	調 査 費	911,238
			人 件 費	953,125
			資 料 費	362,226
			会 議 費	5,985
			事 務 費	3,429,125
			区政活動報告費	3,800,376
合 計	9,600,000	9,462,075	合 計	9,462,075

(5) みんなの党・一人の会

ア 会派の構成

「みんなの党・一人の会」は、平成 24 年 4 月当初「みんなの党」として 3 名の議員で構成されていたが、同年 5 月に「一人の会」及び「無所属クラブ」と合同会派を結成し、会派名を「みんなの党・一人の会・無所属クラブ」と改め 5 名となった。その後、1 名の議員辞職に伴い 6 月から会派名を「みんなの党・一人の会」に改め 4 名で、12 月からは更に 1 名の議員辞職により、3 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	8,800,000	8,162,817	調 査 費	1,467,691
			人 件 費	1,465,075
			資 料 費	161,730
			会 議 費	0
			事 務 費	3,753,367
			区政活動報告費	1,314,954
合 計	8,800,000	8,162,817	合 計	8,162,817

(6) 志士の会

ア 会派の構成

「志士の会」は、平成 24 年 4 月 1 日から 1 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	2,400,000	2,400,000	調 査 費	1,333,316
			人 件 費	1,275,000
			資 料 費	213,065
			会 議 費	0
			事 務 費	147,788
			区政活動報告費	0
合 計	2,400,000	2,400,000	合 計	2,969,169

(7) えどがわ区民ひろば

ア 会派の構成

「えどがわ区民ひろば」は、平成 24 年 4 月 20 日に「民主・ネット・えどがわ」から独立して新会派を結成、1 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	2,200,000	2,200,000	調 査 費	60,630
			人 件 費	863,480
			資 料 費	23,215
			会 議 費	0
			事 務 費	726,195
			区政活動報告費	854,480
合 計	2,200,000	2,200,000	合 計	2,528,000

(8) 一人の会

ア 会派の構成

「一人の会」は、平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月まで 1 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	400,000	400,000	調 査 費	25,323
			人 件 費	0
			資 料 費	0
			会 議 費	0
			事 務 費	457,620
			区政活動報告費	0
合 計	400,000	400,000	合 計	482,943

(9) 無所属クラブ

ア 会派の構成

「無所属クラブ」は、平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月まで 1 名の議員で構成されていた。

イ 政務調査費の実績

単位：円

交 付 額			実績報告額	
項 目	当初交付額	交付確定額	項 目	金 額
政務調査費	400,000	400,000	調 査 費	0
			人 件 費	70,000
			資 料 費	6,770
			会 議 費	0
			事 務 費	0
			区政活動報告費	346,820
合 計	400,000	400,000	合 計	423,590

監査の結果

平成 24 年度に支出された政務調査費については、支出根拠となる法、条例及び規則などに基づき監査を実施したところ、概ね適正に執行されていた。

今回の監査を通じて帳票及び領収書などで確認した内容、区議会及び各会派などに検討を求める事項については、以下のとおりである。

1 充ててはならない経費

規則第 7 条第 2 項に関しては、特に問題とすべき事項は見受けられなかった。

2 政務調査費実績報告

条例第 6 条の規定により、会計年度終了後に議長に提出しなければならない「政務調査費実績報告書」の記載内容は、誤りのないものと認められた。

政務調査費実績報告書については、区民に対する説明責任を果たすため、引き続き適切な報告となるよう尽力されたい。

3 支出項目

規則第 7 条第 1 項による支出に関しては、次のとおりである。

(1) 調査費

ア 交通費(バス代・タクシー代など)については、引き続き「費用弁償の支給されている日の交通費」と、重複することがないように適切に処理されたい。

イ 2 名の議員が、政務調査費の中から M 大学公共政策大学院の授業料を支出していた。授業料の支出は、領収書と履修科目などを会派代表者との質疑応答及び議員の区政ニュース等により確認した。(同大学院の授業料は、平成 18 年 11 月 8 日東京高裁判決により、政務調査費の制度趣旨により認められたものと同じである。)

ただし、授業料の支出は、議員の職務遂行のためでなく、議員個人の学歴取得のためと誤解されることがないように対処されたい。

ウ 議員によっては、事務所近くに月極駐車場を借り、代金を支出している事例があった。駐車場利用の利用実態などを尋ねたところ、「区本庁舎議員控室で受けることの難しい生活・行政相談のための相談者用駐車場である」との回答を得た。

今後とも、駐車場代については、処務規程で定める支出項目別取扱基準に記載されている「具体例や支出できないもの」をより明確にし、適切に処理されたい。

エ 海外視察、管外視察及びその他視察調査費は、視察報告書などにより「視察目的や内容」などを確認した。

視察調査の内容は、直ちに施策として実現するものではないが、区民から視察の成果を問われていることから、今後とも、区政への施策提言などさらなる活用を要望する。

(2) 人件費

処務規程で定める支出項目別取扱基準に、人件費の支出にあたっての留意点として、「雇用契約については会派においては代表者、事務所においては各議員が契約を行い、全員の雇用台帳を会派で保管する」と規定している。

人件費の支出において、「生計を一にする者及び三親等以内の親族の雇用等」規定に反した支出として認められるものはなかった。

しかし、雇用契約書の記載内容に、被雇用者とのトラブル防止の観点から、記載項目の追加が望まれる事例が散見された。

区議会事務局は、人件費の支出に係る「標準的な雇用契約書」を各会派に提供していることから、今後は、「標準的な雇用契約書」を利用し、より適正な雇用契約書

を作成されたい。

(3) 資料費

特に問題とすべき事項は、見受けられなかった。

(4) 会議費

特に問題とすべき事項は、見受けられなかった。

(5) 事務費

多くの会派(議員)は、事務費としてパソコンの購入代金、使用料及び保守管理費などを支出している。

今後は、パソコンを購入した場合、例えば、区の定める諸規程に準じ「備品台帳」を整備したうえで、管理状況が把握できるよう要望する。なお、一部会派においては、既に「備品台帳」を活用していることから、他会派においても参考とされたい。

(6) 区政活動報告費

特に問題とすべき事項は、見受けられなかった。

4 区議会事務局の手続

区議会事務局の政務調査費の支出に係る決定手続及び会計経理などは、適正に行われていた。

政務調査費の支出については、多くの区民が関心を寄せていることから、政務調査費に対する懸案事項が発生した場合、今後とも、議会と協議のうえ検討されることを要望する。

参 考 資 料：政務調査費の使途基準

江戸川区政務調査費の交付に関する規則第7条（別表第1・2）

別表第1（第7条関係）

支出項目	内 容	
	支 出 事 項	具 体 例
1 調 査 費	会派において行う講習会、調査旅費等に要する経費	(1) 講師謝礼 (2) 行政分析、研究やアンケート調査等の委託費 (3) 講演会、シンポジウム等の参加費及び旅費（ガソリン代、タクシー代、駐車代を含む。） (4) 海外視察、管外視察、その他の視察調査費 (5) 区民又は各種団体の会合等への参加費（主として、親睦又は飲食を目的とするものを除く。） (6) 区民相談業務費（生活、法律相談等） (7) 調査研究のための交通費
2 人 件 費	調査研究活動を補助するために、会派において雇用する者に支払う賃金等に要する経費	常勤又は臨時に雇用した者に支払う賃金等（給料、一時金、社会保険料、退職金、退職金掛金、通勤手当等）
3 資 料 費	会派において必要な各種資料の作成購入等に要する経費	(1) 書籍、新聞、雑誌、その他資料（電子情報等を含む。）購入費 (2) 資料作成印刷費（会派構成員用） (3) 外国文献翻訳料
4 会 議 費	会派における区政調査研究のための各種会議に要する経費	会議運営費（食事代、会場使用料、資機材運搬、借上料等）
5 事 務 費	会派における区政調査研究を行うため必要な経費	(1) 通信費（電話、ファックス、郵便料、テレビ利用料等） (2) 事務機器の購入、使用料、保守委託料等 (3) 事務用品購入費 (4) 事務所賃借料、光熱水費等
6 区政活動報告費	調査研究活動、議会活動及び区の政策について報告し、PRするために要する経費	普及啓発費等（活動報告、お知らせ、案内状、区政ニュース等作成配布、広報車雇上げ等）

別表第2（第7条関係）

1 慶弔等の交際費的な経費
2 党費、党大会参加費等の政党の活動に属する経費
3 選挙運動及びその事前運動等の選挙活動に伴う経費
4 親睦等の私的活動に属する経費